

7月は同和問題啓発強調月間です

人権のまちづくり 市民の集い2019

入場無料

講演会

インターネットと人とのかかわり合い ～突然、僕は殺人犯にされた～

手話通訳・要約筆記有り

講師：**スマイリーキクチさん**

コンビとして活動した後、ピン芸人へ転向。ニコニコしながら毒をはいで笑いをとる、毒舌漫談のスタイルが特徴。テレビ・ドラマ・連載など幅広く活躍。また、自身のネット中傷被害の経験を生かし、講演活動も行っている。2011年に著書「突然、僕は殺人犯にされた」～ネット中傷被害を受けた10年間～を出版。

とき

7月2日(火) 19:00～(18:00開場)

ところ

おりなす八女 はちひめホール

* 定員250席(先着順)

託児(無料)は6月21日(金)までにお申し込みください。



ちひろトーク&コンサート

講師：**ちひろさん** (シンガーソングライター)

演題：「みんなちがって、みんないい生き方を」
～金子みすゞの心とともに～

とき

7月13日(土) 13:20～(12:30開場)

ところ

八女市黒木開発センター

* 定員250席(先着順)

託児(無料)は7月2日(火)までにお申し込みください。



【主催】八女市、八女市教育委員会、久留米地域人権啓発活動ネットワーク協議会

【共催】八女市人権・同和教育研究協議会

【問合せ先】八女市役所人権・同和政策課 ☎ 0943-23-1490

…………… 人権(悩みごと)相談 ……………

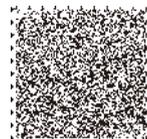
人権についての相談はなんでも
みんなの人権110番 ☎ **0570-003-110**

学校でのいじめ、虐待など子どもに関する相談はこちら
子どもの人権110番 ☎ **0120-007-110**

職場でのセクハラ、家庭内暴力かなど女性に関する相談はこちら
女性の人権ホットライン ☎ **0570-070-810**

これは音声コードです。音声コード対応のスマートフォンなどで読み込むことで、コード内の情報を音声で読み上げたり、文字で表示したりできます。音声コード横の切込は、音声コードの場所を示したものです。

ご参加に際し、配慮等必要な方は八女市役所人権・同和政策課までお知らせください。



福岡県部落差別の解消の推進に関する条例

(平成31年福岡県条例第6号)

福岡県では平成28年12月施行の「部落差別の解消の推進に関する法律」の制定を受けて、平成31年3月に「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」が施行されました。概要については、次のとおりです。(一部抜粋)

第一章 部落差別の解消の推進

(目的)

第一条 この条例は、現在もなお差別落書きや差別につながる土地の調査などの部落差別が存在すること及びインターネットの普及をはじめとした情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法及び部落差別の解消の推進に関する法律（平成二十八年法律第百九号。以下「法」という。）の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、県の責務を明らかにし、相談体制の充実、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止等について必要な事項を定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての県民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する県民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

第二章 結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止

(趣旨)

第八条 県は、同和地区（歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域をいう。以下同じ。）に居住していること又は居住していたことを理由としてなされる結婚及び就職に際しての差別事象（以下「結婚及び就職に際しての部落差別事象」という。）の発生を防止することにより、部落差別の解消を推進するものとする。